

## 建荷協兵庫県支部 FAX 通信

一般 事業者様

(令和元年 11 月 1 日号 : 3 枚)

回覧 (特定自主検査関係の皆様)

--	--	--	--

(受信されましたら関係責任者に  
本紙をお渡し願います。)

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部です。

日頃より、特定自主検査の実施にあたりご協力をいただき、また、検査済標章(ステッカー)、記録表等の購入でご利用いただき厚く御礼申し上げます。

厚生労働省と経済産業省の後援を得まして、11月(1日~30日)を

### 特定自主検査強調月間

と定め、法律(労働安全衛生法)で定められた特定自主検査の、適正な実施を推進しております。

検査済標章の購入に際しまして、本年度より、特定自主検査記録表の写しを頂いており、お手間を取っていただき誠にありがとうございます。

適正に実施を頂いている各事業者様も多数ございます。

しかしながら相当数、不適切な内容や記載となっているものも多くございます。

いくつか例を上げますと、

- 1年以内に1回、実施がない。(→法令違反)
- 検査内容の欄にチェックがされていない。(→どの個所を検査しているのか不明)
- 検査方法の欄にチェックがない。(→検査自体が不明)
- 検査指針に基づくチェック方法(記入方法)が不適切。
- 建荷協の承諾なく複製(コピー)使用、あるいは相当以前に建荷協で使用していた記録表をアレンジする等した独自記録表を使用。建荷協支部で購入願います。(→コピーまたは記録表様式作成の場合は、建荷協本部の承諾を得る必要があります。)
- 1年間建設機械使用しているのに、どの機械も点検による不備事項がない旨の記録表が提出されている。(→大半の機械は1年継続使用しますと、なんらかの補修事項が生じると思われます。特自検は補修個所を見つけることが重要です。)

特定自主検査強調月間の行事としまして、事業内検査の自主的な点検をお願いしております。建荷協所定の事業内検査用「業務点検表」を併せて送信いたしますので、是非とも、ご点検をいただきたいと思っております。(当支部への報告等は不要です)

建荷協では、毎年、特定自主検査記録表の記入要領を学ぶ実務研修、並びに、検査資格取得5年を経過する検査者への能力向上教育を開催しています。車両系建設機械とフォークリフトは既に終了しました。来年度の受講をご検討ください。特に、建設機械施工技術検定(施工技士)で資格取得の方は、特自検の系統的な知識が不足すると思われまますので、ご検討よろしく願います。

(来年度の研修等詳細は支部HPに3月上旬に掲載予定。)

今後とも、特定自主検査の適切な実施をよろしく願います。

【問合・申込先】

(公社)建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部 事務局  
〒650-0024 神戸市中央区海岸通8番 神港ビル703号  
電話 078-332-4936 FAX 078-392-8921  
ホームページ <http://www.kennikyo-hyogo.jp/>  
(「建荷協 兵庫県支部」で検索)



事業内検査を行う事業者は労働安全衛生法に基づき、自社における特定自主検査を適正に行わなければならない。

この点検表は、自社で行っている特定自主検査業務が適正に実施されているかどうか、定期的に、自己点検をする為のものです。

特定自主検査が適正に行われるよう、常に心掛けていただくことはもちろんですが、この点検表を使って、少なくとも年1回（例えば、11月の特定自主検査強調月間行事の一環として）、自社の特定自主検査の実施状況をチェックしてください。点検の結果、不適正な項目がありましたら、直ちに改善するようにしてください。

検査実施事業所名	点検責任者 職氏名
点検年月日	点検者 職氏名

「\*」のある項目は法令・通達にて定められた項目。判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、検査者の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入すること。

区分	No.	項目			判定	備考	
組織・管理	体制	1	特定自主検査業務全般を統括する責任者として、機械管理責任者を選任している				
		2	必要に応じて機械管理責任者を補助する、検査実施責任者を選任している				
		3	標章の払出や「標章受払簿」「標章貼付簿」等の管理をする標章管理者を選任している				
	教育	社内・その他	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査者毎に管理している				
教育内容			判定	研修・教育			
				* 検査者資格取得研修			
				* 能力向上教育			
				実務研修 安全教育 特定自主検査セミナー			
機械の管理	5	自社の保有機一覧表を整備し、検査対象機械の名称、型式、製造番号、特定自主検査の実施日等を分かりやすく記載している。					
	6	年間安全衛生計画の中で検査対象機械ごとに検査実施時期等を定めている					
	7	検査の実施状況を定期的に、チェックし、遅滞なく検査を実施している					
	8	* 検査対象機械は、1年に1回（不整地運搬車は2年に1回）、定期的に、漏れなく検査を行っている					
検査者	9	検査者名簿を備えている。（検査者名簿とは誰がどの資格を保有しているのか、機械等の種類ごとに何名の検査者がいるのかを把握するためにまとめたもの）					
	10	* 機械等の種類ごとに検査者を配置してある	人数	判定			
	11	フォークリフト					
	12	不整地運搬車					
	13	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）					
	14	車両系建設機械（基礎工事用）					
	15	車両系建設機械（締固め用）					
	16	車両系建設機械（コンクリート打設用）					
	17	高所作業車					
	18	検査者の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している					
19	過去3年間の検査者の資格証の写しをファイルしている						
20	検査資格者を明確にするために検査者標識（ワッペン、腕章等）を装着している						
検査機器	21	検査機器台帳を備えている					
	22	検査機器は1台以上保有し、検査者の人数に対して適正である					
	23	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある					
			台数	判定	整備状況		
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	ディーゼル用 ガソリン用			⑤油圧計 ⑥電圧計	
	②回転計				⑦電流計		
	③シックネスゲージ				⑧探傷器(又はカーチェック等)		
	④ノズルテスター				⑨磨耗ゲージ		

区分	No.	項目	判定	備考	
検査済標章	24	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている			
	25	標章受払簿を備えている			
	26	標章の貼付位置は適切である			
	27	標章受払簿の残数と現物が一致している			
	28	標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保管している			
	29	年末残数の廃棄処理を適切に行っている			
帳簿等	標章受払簿	30	標章の受払は適正に記載されている		
		31	受入数、払出数、残数に差異がない		
		32	標章の受払都度、又は、月（週）毎等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
		33	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	34	3年間保存している			
	標章貼付簿	35	標章番号順等系統的に記載されている		
		36	記載事項に漏れがない		
		37	再発行の場合、適用欄に旧標章番号を記載している。		
		38	標章番号に欠番はない		
		39	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
		40	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
	41	一人一日あたりの検査台数は適正である			
42	3年間保存している				
特定自主検査記録表	43	特定自主検査記録表は、標章番号別、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的に全てファイルされている			
	44	* 記載事項に漏れはない			
	45	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号			
	46	* 特定自主検査実施年月日			
	47	* 特定自主検査を実施した者の氏名（有資格者である）が自署している			
	48	機械責任者名が自署している			
	49	* 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない			
	50	該当しない箇所は「該当なし（-）」が記されている			
	51	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している			
	52	* 検査の結果、異常が認められた箇所は、直ちに補修その他必要な措置をとり、正常な状態に修復している			
53	未補修事項がある場合は補修を確認してから標章を貼付することとしている				
54	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている				
55	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している				
56	* 3年間保存している				
注意 この検査業検査の欄は特定自主検査を検査業者に依頼している場合に記入して下さい					
検査業検査	57	検査業者が作成した特定自主検査記録表（検査結果証明書）を所定の年数（3年間）保存している			
	58	検査業者による検査の結果、異常が認められた箇所は、補修その他必要な措置を講じ、正常な状態に修復した上で標章を貼付している			
総合判定					

点検後、この点検表と改善結果は関係帳簿等と一緒に3年間保管して下さい。